

2022年9月定例会 総括質疑

2022年9月22日

松谷 清

2. 旧統一教会と霊感商法など被害者等救済について

7月8日、安倍元首相が凶弾に倒れました。7月12日最終日に静岡市議会として追悼の意を表明し、テロ非難決議を上げました。その後の捜査において、山上哲也容疑者が世界平和統一家庭連合＝旧統一教会の信者であった母親の多額な献金による家族の崩壊に対する恨みから安倍氏を銃撃したものであることが明らかになり、その流れの中で旧統一教会の霊感商法など反社会的な活動が改めて再認識され、国葬への反対世論も広がり岸田首相は自民党として旧統一教会と決別することを表明しました。

一方で、旧統一教会のカルト的手法による霊感商法などの被害者、宗教二世に対する救済という大きな課題が残されていることが指摘されています。すでに河野消費者担当大臣は霊感商法など違法・不当な活動に対する検討会を立ち上げ、法務省を軸に関係省庁連絡会を発足し被災者救済、反カルト法の整備など協議を始めています。

(1) 相談・救済について

- 1) 過去10年間において本市消費者センターに寄せられた霊感商法に係る相談件数及びその際の対応はどうなっているのか。また、旧統一教会が全国的に被害相談の情報提供を求める動きがあるとのことですが、本市に照会はきているのか。

<市民局長 答弁>

- ・平成24年度から令和3年度までの10年間に、霊感商法の相談は171件で、平成25年度の35件をピークに減少傾向となっている。
- ・令和4年度は、8月末時点で8件の相談を受けている。
- ・相談が寄せられた場合の対応は、消費生活相談員が、契約に至るまでの経緯などの詳細な内容を聞きとり、契約の取り消しなどに関する説明や助言、適切と考えられる関係機関の相談窓口へつなぐなどの案内や相談者と事業者との間に入り、話し合いでの解決の支援を行っている。
- ・その結果、契約の解除や返金などの解決に繋がっている事例もある。
- ・世界平和統一家庭連合からの相談情報の照会については、消費生活センターでは、この団体に限らず、特定の事業者が情報収集をしているかなどについて、お答えしていない。また、市民の皆さんからの消費生活相談の情報を、当事者の了解を得ることなく、事業者に提供することもない。

- 2) 静岡市の霊感商法対策弁護士連絡会によると今回の事件をきっかけに2件ほどの宗教二世からの相談があったとのこと。政府の相談窓口だけでなく、霊感商法弁護士連絡会と共同して相談窓口を設置する予定は無いのか。また、いわゆる宗教二世の相談等に対しては、どのように対応していくのか。

<市民局長 答弁>

- ・消費生活センターに、靈感商法について相談が寄せられた場合には、全国靈感商法対策弁護士連絡会や靈感商法に詳しい弁護士など、適切と考えられる相談窓口を案内している。
- ・現時点では、共同して相談窓口を設置する予定はないが、現在、国では法務大臣を主宰とした「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議」、消費者庁の「靈感商法等の悪質商法への対策検討会」で、検討を進めているので、国の動きを注視しながら、対応していく。
- ・宗教2世の問題については、人権侵害、経済的困窮、誹謗中傷、脱会など相談の内容が多岐に渡るため、今後も、相談者の困りごとを丁寧に聞き取り、解決への糸口を探ることで、本市で実施している各種無料相談や適切と考えられる関係機関の相談窓口へ繋いでいく。

3)意見・要望

SDGs「だれ一人取り残さない」を掲げながら「国の出方待ち」

政府の検討会で靈感商法対策弁護士連絡会の紀藤正樹弁護士は「フランス、アメリカなどカルト団体への対応を例に挙げて日本の甘さを指摘し、「2世信者の問題を放置できな」「1年以内に救済と対策」を求めています。具体化に努力していただきたい、述べています。

相談活動の基本は、現場。積極的な静岡市の対応を求めたい。

(2)家庭教育支援条例について

全国的には旧統一教会のロビー活動などによって家庭教育支援条例が10県において制定されています。静岡県は2014年に熊本県、鹿児島県について3番目に議員提案で制定され家庭教育支援員制度が導入されています。一方、今年の2月岡山県議会においては2万人の反対署名がある中、家庭教育支援条例が制定されました。基本理念において「保護者がその子どもの教育について第一義的責任を有する」と静岡県や岡山県など全国の条例が共通しており「一律の価値観の押しつけ」「教育の自己責任」に対する批判となっています。

- 1)旧統一教会の方々のロビー活動によって策定されつつあるが本市における家庭教育支援条例の制定状況はどのようなか。また静岡県家庭教育支援条例と本市の施策等との関連はどのようなか。

<教育委員会教育局長 答弁>

- ・静岡県をはじめ、家庭教育の支援に特化した条例を制定する自治体があることは承知している。
- ・家庭教育支援条例、あるいは類似する条例は制定していないが、第2期静岡市教育振興基本計画において、「家庭・地域との一層の連携により、子どもたちを育てる」という方針のもと、家庭教育支援の推進に努めている。
- ・具体的には、保護者が家庭教育に必要な現代的課題等について学ぶ「家庭教育学級」、子どもたちの規則正しい生活リズムを作ることを目的とした「早寝・早起き・朝ごはん教育」、子どもの発達や心の成長、親のメンタルヘルスなどを学ぶ連続講座「子育て∞(無限)親育ち学校」等の取組を実施。
- ・これらの取組は、本市独自のもので、静岡県家庭教育支援条例に基づく県の支援を受けたものでも、家庭教育支援員を活用したものでもないが、県条例の、子どもの健全な成長のために社会全体で家庭教育の支援を行うという目的・理念は共通しており、引き続き、関係局で連携し取り組んでいく。

2) 旧統一教会の方々は、夫婦別性や事実婚、LGBTQ など多様な生き方やパートナーシップ制度を容認しておらず家庭教育支援条例や家庭教育法の制定を求めてロビー活動をされているとのこと。静岡県においてもマスコミを通じて自ら旧統一教会の信者であったことを表明されている藤曲敬宏県議会議員は、たびたびこの条例と性的少数者の問題を取り上げ、2022年2月議会においては県が10月に導入予定のパートナーシップ制度に反対の立場から「日本の社会の家族制度をはじめとするあらゆる分野で影響を及ぼし国の根幹に係る考え方であり、容易に受け入れることはできない」ことを表明されました。静岡市は、多様な家族形態や個人の生き方を尊重する立場でLGBTQや事実婚の方々に対してパートナーシップ制度を導入してきました。多様性を尊重するためには、家庭での教育の果たす役割は大きいと思います。

静岡県の家庭教育支援のホームページを見ると生涯学習推進課が静岡市における担当課として表示されているが、パートナーシップ制度を含む多様な家族形態など家庭教育学級などについてどのように取り組んでいるか。

<教育長 答弁>

- ・静岡県をはじめ、家庭教育の支援に特化した条例を制定する自治体があることは承知している。
- ・家庭教育支援条例、あるいは類似する条例は制定していないが、第2期静岡市教育振興基本計画において、「家庭・地域との一層の連携により、子どもたちを育てる」という方針のもと、家庭教育支援の推進に努めている。
- ・具体的には、保護者が家庭教育に必要な現代的課題等について学ぶ「家庭教育学級」、子どもたちの規則正しい生活リズムを作ることを目的とした「早寝・早起き・朝ごはん教育」、子どもの発達や心の成長、親のメンタルヘルスなどを学ぶ連続講座「子育て∞(無限)親育ち学校」等の取組を実施。
- ・これらの取組は、本市独自のもので、静岡県家庭教育支援条例に基づく県の支援を受けたものでも、家庭教育支援員を活用したものでもないが、県条例の、子どもの健全な成長のために社会全体で家庭教育の支援を行うという目的・理念は共通しており、引き続き、関係局で連携し取り組んでいく。